
「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の施行日の
取扱いについて

日証協 平成 20 年 10 月 14 日

本協会では、去る平成 20 年 4 月 15 日付けの会員通知「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』の一部改正について」（日証協（自 1）20 第 11 号）を通知したところであるが、今般、同規則第 7 条から第 9 条の改正の施行日について、「本協会が別に定める日」を、システムの対応等、所要の準備が整ったことから、平成 20 年 11 月 4 日と定めることとする。